

NPO法人の会計ソフトの使用状況

瀧谷 和隆

I. NPO法人の会計ソフトの使用状況

内閣府のインターネットの調査（下記【注1】のP21参照）によれば、

- 会計ソフトを使用している・・・401団体（59.6%）
- 表計算ソフトを使用している・・・186団体（27.6%）
- その他（独自の会計ソフト・アクセス等）・・・24団体（3.6%）
- パソコンは使用していない・・・62団体（9.2%）

となっており、全体の約9割が何からの会計ソフトを使用している。

また、パソコンを使用していない団体（62団体）の収入規模の内訳としては、

- 100万円未満・・・25団体
- 100万円～500万円未満・・・15団体

となっており、62団体中40団体（64.5%）が財政的規模の小さな法人である。

【注1】内閣府大臣官房市民活動促進課「非営利活動法人の会計の在り方に関するインターネットアンケート調査」（平成23年6月）より

https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/report28_2_shiryo_2.pdf

II. 会計ソフトの諸機能や特徴

○市販されている主な会計ソフトの機能や特徴の概要は以下の通りである。

機能や特徴	Aソフト	Bソフト	Cソフト	Dソフト
現時点の所轄庁の「特定非営利活動法人の会計の手引き」に準拠している	○	×	○	○
「NPO法人会計基準」に準拠している	×	×	×	○
今後、新たな「特定非営利活動法人の会計の手引き」や「NPO法人会計基準」に対応する予定の有無	○	×	?	○
事業別管理や共通経費の按分ができる	○	△	○	○
予算管理ができる	○	ハイクラスバージョンでは可能	○	○
定価（メーカー希望小売価格）	販売価格 31,500円	販売価格 42,000円	販売価格 102,900円	年間利用料 10,500円

その他の特徴	営利企業用の会計ソフトをアレンジしたNPO法人バージョンを提供している。	中小企業等の営利企業用会計ソフトではトップクラスのシェアを占めているが、NPO法人用の会計ソフトの開発の予定はない。	収支計算書と正味財産増減計算書の作成が可能。公益法人や社会福祉法人等の会計ソフトも提供している。	クラウド型のNPO向けソフト。収支型や損型を選択できる。就労支援会計や公益法人用の会計ソフトも提供している。
--------	--------------------------------------	--	--	--

※上記の情報は2011年8月上旬の各社ホームページ等の情報によりまとめたものです。

○市販されている会計ソフトの他に、会計事務所経由で提供される会計ソフトも複数ある。その中にも現時点の所轄庁の「特定非営利活動法人の会計の手引き」に準拠しているものや、NPO法人会計基準に対応した会計ソフトの開発を始めているものもある。また、会計事務所経由で提供される会計ソフトは、主に税務申告等も必要のために税理士等も関与しており、比較的財政的規模が大きな法人が多いと推測される。そして、一般的には、市販されている会計ソフトよりも、比較的価格が高めのものが多い。

Ⅲ. 会計ソフトと「NPO法人会計基準」

- NPO法人の中には、営利企業用のソフトを使っている団体も多い。
- NPO法人用の会計ソフトが使われない理由として、下記のような事由が考えられる。
 - ・企業会計の知識・経験がある担当者が使い慣れている会計ソフトを使っている。
 - ・所轄庁等の書式に準じた資金収支の部と正味財産増減の部の2区分の収支計算書の作成方法や仕訳方法が分からない。
 - ・NPO法人特有の会計ソフトの機能が不要でない程度のシンプルな経理内容である。
 - ・NPO法人用の会計ソフトが高価なものと思っている（営利企業用の廉価のものを選択している）。
- NPO法人会計基準が会計ソフトに与える影響としては、
 - ・会計ソフトメーカーへのヒアリングによると、NPO法人会計基準に準拠した会計ソフトの開発については、営利企業用の会計ソフトをアレンジする程度で、それほど多額の開発費をかけなくてもすむと思っている。

- ・よって、NPO法人会計基準に準拠した会計ソフトであっても営利企業用の会計ソフトと同程度の価格（3～4万円程度）で提供できると推測する。
- ・ただ、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部を2区分した活動計算書を作成するために、公益法人用の会計ソフトをアレンジした場合には、公益法人用の会計ソフト価格帯（30～60万円程度）に近づくことも懸念されている。

IV. 結論として

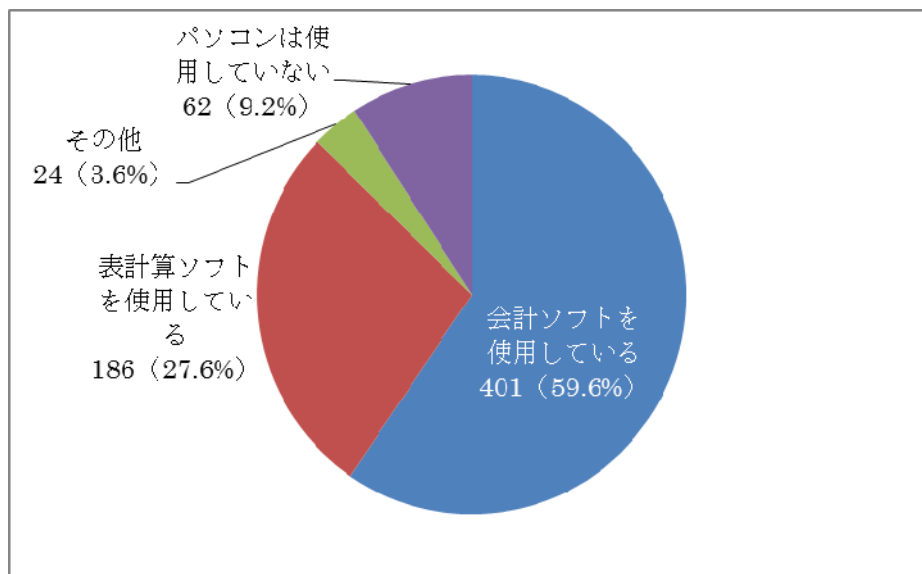
- 約9割のNPO法人が会計ソフト等を使って会計を行っており、会計ソフトへの依存度や期待感は今後も引き続き高い水準を維持するものと思われる。
- 企業会計に準じた会計ソフトであれば、比較的低価格で市場へ提供されると共に、実務や教育機関等で使い慣れた人材も多く、NPO法人の経理環境の向上が期待できる。
- その反面、公益法人会計に準じた会計ソフトであれば、比較的高価格で市場へ提供されると共に、実務や教育機関でも使いなれた人材も少なく、経理環境が向上するNPO法人は限られたものになると思われる。

（4）パソコンの使用状況（Q10）

パソコンの使用状況を見ると、「パソコンは使用していない」は62法人（9.2%）と少数である。使用するソフトの違いはあるが、90%を超える法人においてパソコンは使用されており、業務の効率化を図っていることがうかがえる。

「その他」の回答の中には、「独自の会計ソフトを作成し使用」（4法人）や「アクセスを使用」（1法人）等があった。

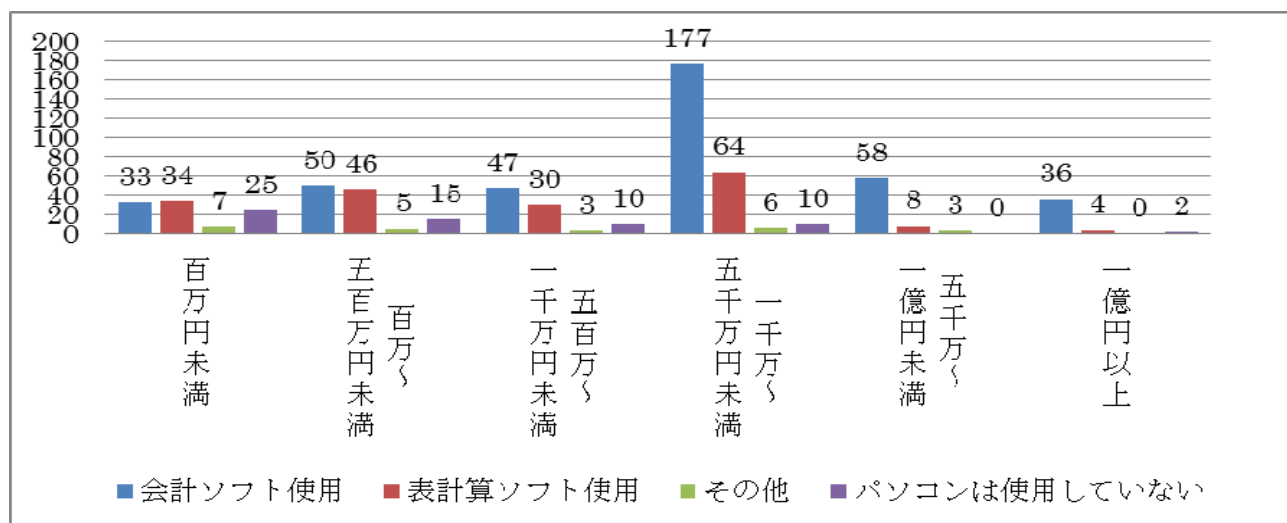
また、収支及び資産規模が大きくなるにつれ、会計ソフトを使用する法人が増える傾向が見られた。



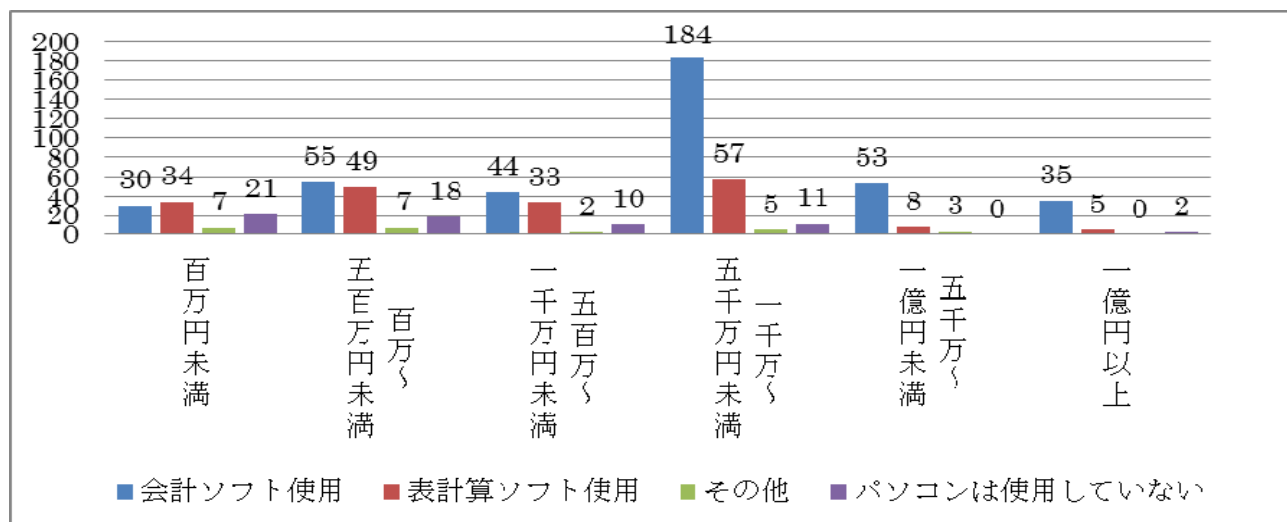
(n=673)

※収支、資産、負債及び正味財産ごとの状況（数字は法人数）

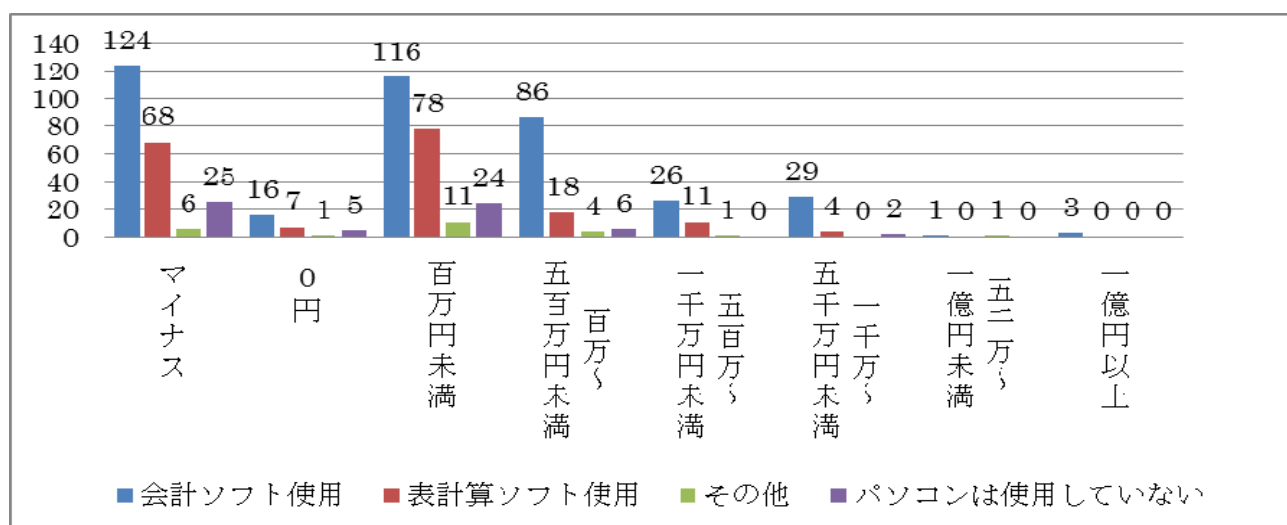
【収入】



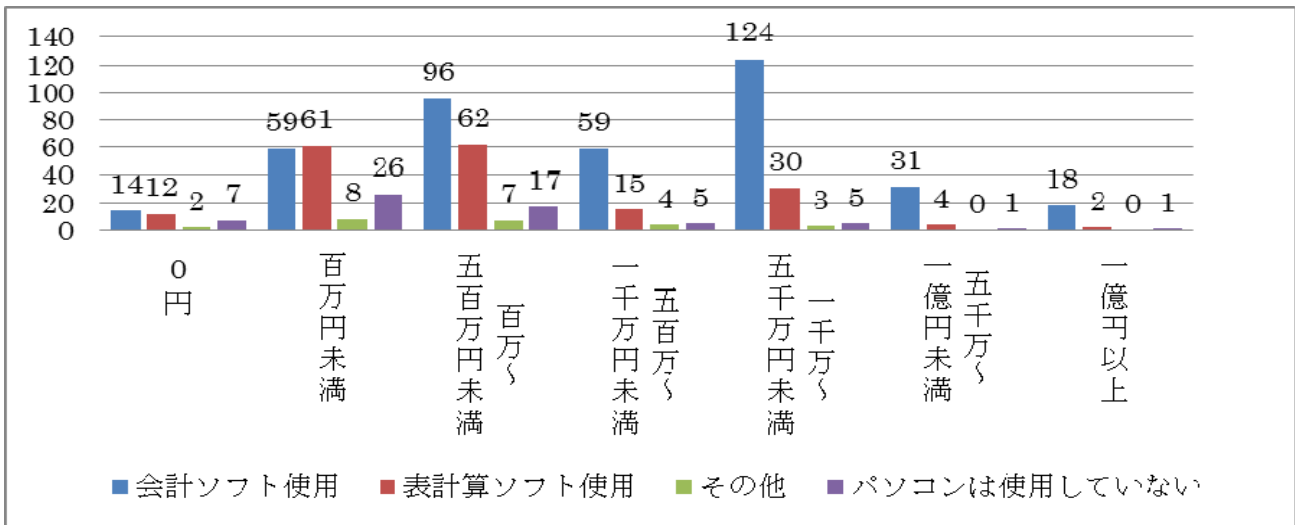
【支出】



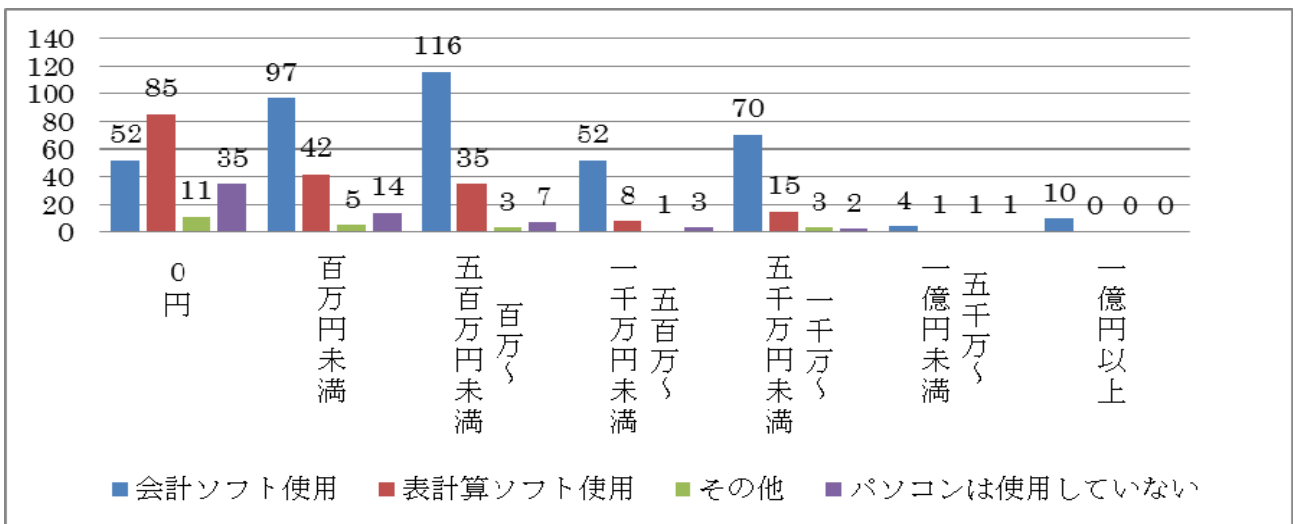
【収支差額】



【資産】



【負債】



【正味財産】

